

議事日程(第3号)

平成26年6月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第20号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第21号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第22号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第23号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第24号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第25号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第26号 須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第27号 須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第28号 須恵町立幼稚園授業の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第29号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第35号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 須恵町農業委員会委員の推薦について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第20号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第21号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第22号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第23号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について

- 日程第 5 議案第 24 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 25 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第 26 号 須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 27 号 須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 28 号 須恵町立幼稚園授業の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 29 号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 26 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第 13 須恵町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 猪 谷 繁 幸	13 番 藤 石 豊
15 番 三 角 良 人	

欠席議員（1名）

14 番 原 野 敏 彦

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 主任主事 白 水 誠

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史 教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一

理 事（事業統括）・・・安 川 敏 幸

総務課長・・・・・・・・今 泉 俊 裕
住民課長・・・・・・・・満 行 誠
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也
地域振興課長・・・・・・・・安河内 隆
上下水道課長・・・・・・・・石 井 浩 二
社会教育課長・・・・・・・・川 津 政 文
総務課課長補佐・・・・・・・・平 山 幸 治

まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳
税務課長・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人
都市整備課付課長・・・・・・・・百 田 剛
子ども教育課長・・・・・・・・稲 永 修 司
出納課長・・・・・・・・大 塚 信 夫
監査委員・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。

日程第1. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第20号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第20号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別紙、平成25年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,822万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,508万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

事項別明細で主なものを説明してまいります。4ページをお願いします。

歳入でございますが、4款から7款までは交付決定額による補正となっております。

6ページ、13款国庫支出金、14款県支出金は確定によるものです。

8ページ、17款繰入金では、財政調整基金の繰り入れを1億4,000万円減額することが出来たことにより、25年度の財政調整基金の取り崩しは1億5,000万円となり、財政調整基金と減債基金の合計で28億6,000万円程度の基金を維持できる予定です。

10ページ、歳出では、3款1項1目社会福祉総務費1億1,974万6,000円の減額補正で、主なものは国民健康保険特別会計の法定外繰り出しのマイナス1億1,493万3,000円です。6目老人医療対策費は決算見込みによるものです。8款土木費公共下水道事業特別会計事務費繰出金は、決算見込み等による減額補正で議案23号分です。

「執行残の中に城山道路改良に伴う分が入っているのか」との質疑に対し、「入っており、さらに残りを計上している」とのことでした。

10款教育費の少人数指導雇い賃金1,300万円の減額は、8人を予定していたが県から配当があり、3人の雇いで済んだことによるものです。

その他、須恵の医療費が高い要因についての質疑がありました。

審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第21号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第21号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、25年度補正予算書12ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億2,731万7,000円とするものです。

事項別明細書15ページをお願いします。歳入の主なものは、医療費に対する国庫補助金、県補助金ほか、交付金の交付決定通知により増額補正がなされております。

17ページ、18款1項1目一般会計繰入金では、歳出の事務費及び出産育児一時金の決算見込みにより法定繰入金の確定による減額補正と3節の一般会計繰入金は、25年度決算収支見込によりまして1億1,493万3,000円の減額補正がされ、現計予算額は、2億4,833万3,000円となっています。

19ページ、歳出は、主に医療費の補正であり、決算見込みにより不用額が減額されております。1款総務費では、保険証及び納税通知事務費の不用額が減額補正されています。2款1項療養所費、21ページの2項高額療養費、3項出産育児諸費は、出納整理期間を含めたところでの見込額から、それぞれ4,079万円、49万円、468万円が減額補正されています。

出産件数についての質疑があり、「39件」とのことでした。

8款1項1目特定健康診査等事業費では、委託料の不用額が減額補正されています。

特定検診率についての質疑があり、「特定検診率、24年度29.2%、保健指導47.9%で、前年より下降ぎみ」とのことでした。

文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第21号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第22号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第22号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、25年度補正予算書25ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,939万8,000円とするものです。

事項別明細書28ページ、歳入の主なものは、1款1項2目普通徴収保険料、現年度分は出納整理期間までの見込み、滞納繰越分は年度末見込みにより増額補正がされています。

滞納繰越分についての質疑があり、「26年度普通徴収保険料の滞納繰越は、455件472万7,320円で、3年で不納欠損となり、25年度の不納欠損は、7人10万4,700円」とのことでした。

3款1項1目一般会計繰入金は、25年度決算収支見込みにより348万円の減額補正がされています。

30ページ、歳出は、4款予備費を不用額として全額100万円の減額補正がされています。文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第22号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4. 議案第23号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第23号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、議案第23号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、総務建設産業委員会の御報告でございます。別紙、平成25年度補正予算書の32ページであります。

平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ900万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億4,187万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

35ページでございます。事項別明細の歳入ですが、1款では現年度の受益者負担金の増、2款では、ともに現年度分下水道使用料の増でございます。

「宅地の増加が根拠ですか」との質問に対し、「主に企業よりの大口の収入だ」との答えがっております。

5款では、歳出を含めた差額を一般会計からの繰り入れを減じてあわせております。一般会計8款の1,200万円の減額がそれでございます。

37ページ、歳出は、1款の下水道事業費のみの減額ですが、決算見込みとなっております。なお、委託料の執行残及び補償費の精査等を含みます。

以上、討論はなく、採決の結果、委員会全員賛成で可決いたしました。以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第23号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5. 議案第24号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第24号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第24号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書5ページでございます。

地方税法の一部を改正する法律に基づくもので、3月定例会において専決することの予告、承認をしております。

説明は、委員会時同様に、新旧対照表により主なものを抜粋いたします。また、施行日は、基本、平成26年4月1日ですが、条例によって若干異なっております。

まずは17ページです。第23条では、法人税法での外国人の恒久施設定義に伴います。

続いて、18ページ、第34条の4では、地方法人税創設に伴い法人税割の税率を2.6ポイント引き下げております。平成26年10月1日施行になっております。

19ページ、第48条は外国人の国税額控除制度新設に伴います。

20ページ、第52条も外国法人に係るものとなっております。

21ページ、82条は軽自動車税率の引き上げ等で、別配付の平成26年度地方税制改正案についての最終ページに詳しく記載してございます。平成27年4月1日施行になっております。

以下は、附則の改正になります。

22ページ、第4条の2は、租税特別措置法改正に伴う公益法人等に係る町民税の特例です。

28ページ、第8条は、肉用牛に係る町民税課税の特例適用期限を3年間延長しております。

第10条の2は、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る特例措置に対し、我が町特例導入による改正となっております。

29ページ、第10条の3は、耐震改修が行われた建築物に対する減額措置創設に伴います。

30ページです。第16条は、初登録から14年を経過した3輪以上の軽自動車税の税率が上がります。平成28年4月1日施行となっております。

飛んで、32ページです。17条の2では、優良住宅造成のために長期譲渡所得に係る町民税特例の適用期間を3年間延長します。

48ページからは、東日本大震災に係る特例の規定を削除し、条号を繰り上げております。

その他のものにおいても、削除、繰り上げ及び文言の改正がございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決、承認いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第24号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6. 議案第25号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第25号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第25号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書54ページをお願いします。

提案理由として、今回の改正は、地方税法等の一部改正が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うため、須恵町国民健康保険税条例において改正の必要が生じたため、専決により改正されております。

56ページ、新旧対照表をお願いいたします。ここでは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げの改正がされています。第3条3項では、国民健康保険税の後期高齢者支援金と課税額に係る課税限度額について、改正前14万円を改正後16万円に。第4項では、介護納付金課税額に係る課税限度額について、改正前12万円を改正後14万円、それぞれ2万円引き上げる改正となっています。

57ページ、ここでは、国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げの改正がされています。第25条第2号では、改正前の被保険者に当該納税義務者を除くとしていた文言を削り、単に被保険者としまして1人につき24万5,000円を加算することとしています。この2号では、新たに単身世帯が対象となるなど、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられています。第3号では、被保険者1人につき35万円加算されていたものが、45万円の加算に改正

されまして、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられています。

以上の改正により、限度額世帯の増加は、後期高齢者支援金分が81世帯、介護分が39世帯、増加調停額は185万円。また、軽減世帯の増加は225世帯、減少する調停額は948万円と試算されております。

なお、軽減世帯の増加によります国民健康保険税の減額分につきましては、補助対象の4分の3で計算された県補助金等が、保険基盤安定繰入金として歳入に入ってきますが、限度額世帯の増加額を考慮しても、国民健康保険特別会計にとりましては、ある程度の負担増も懸念されるところでございます。

附則として、第1条、この条例は平成26年4月1日から施行する。第2条、改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、平成26年以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第25号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第7. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第26号須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

選挙公報特別委員長の報告を求めます。荒木委員長。

○選挙公報特別委員長（荒木 敏光） 報告します。議案第26号須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定について、選挙公報特別委員会の審査報告をいたします。

議案書の58ページをお開きください。

公職選挙法第172条の2の規定に基づき、須恵町の議会の議員及び長の選挙における候補者の政見等を選挙人に通知する選挙公報を発行するため条例を制定するものでございます。

議案書59ページから60ページをお開きください。

この件については、須恵町の議会の議員及び長の選挙における候補者の情報を選挙ポスターだ

けでなく、選挙人によりわかりやすく提供するため選挙公報を発行するものでございます。

内容として、当該選挙が行われるときは、候補者が申請手続きを行い、候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対し、配布するものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行する。

選挙公報特別委員会、全員賛成で可決いたしましたおります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第26号須恵町選挙公報の発行に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第27号須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

選挙公報特別委員長の報告を求めます。荒木委員長。

○選挙公報特別委員長（荒木 敏光） 報告します。議案第27号須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例について、選挙公報特別委員会の審査報告をいたします。

議案書の61ページをお開きください。

須恵町ポスター掲示場に関する条例の設置法令、根拠を改めるため、またポスター掲示場の数を国政及び福岡県の選挙と同数にするため条例の一部を改正するものでございます。

議案書62ページから63ページをお開きください。

内容として、規定条文第144条の4を第144条の2第8項に、「須恵町長の選挙及び須恵町議会議員の選挙」という文言を公職選挙法に合わせ、「須恵町の議会の議員及び長の選挙」に改め、現在のポスター掲示場の数を国政及び福岡県の選挙における数に合わせたものでございます。

ちなみに、町内のポスター掲示場の数は33カ所になります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

選挙公報特別委員会、全員賛成といたしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第27号須恵町ポスター掲示場に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第28号須恵町立幼稚園授業料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第28号須恵町立幼稚園授業料の減免に関する条例の一部を改正する条例。

64ページをお願いします。提案理由は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条3項に定める平成26年度の補助限度額が通知されたことにより、補助金交付基準及び補助限度額を改正するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

67ページ、新旧対照表をご覧ください。文言の改正です。全体にわたり「授業料」を「授業料等」に改める。第1条中授業料を入園料及び授業料（以下、「授業料」という）に、第2条第1号中、「負うもの」をひらがなの「もの」から漢字の「者」に、第3条第1項中、ア「及び当該年度に納付すべき町民税の所得割額が非課税となる所帯」を削り、イ「当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯及び町民税の所得割が非課税となる世帯」、ウ「ア、イ以外の世帯」に。

68ページ、第8条中、「失ったとき又は」を「失ったとき、又は」に改める。

69ページ、別表1、第1子または兄、姉が幼稚園に同時就園している場合の補助限度額を区分「アの1子、2子、3子、イの3子、ウの3子を年額7万6,000円、ただし入園料がない場合は年額7万2,000円」に改め、「イの1子を年額2万円、2子を年額5万円」に、「ウの2子を年額4万円」に改める。

69、70ページ、兄、姉が小学校1年生から3年生の場合の限度額は、上の表、同時就園している場合の区分、「ア、イの第1子の欄を空白」、補助なしにしたこと以外是一緒です。

以上のように条例の一部を改正します。

「改正によりどれぐらいの金額の負担がふえるのか」との質疑に対し、「今回の補正で対応し

ている107万円がふえる」とのことでした。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第28号須恵町立幼稚園授業料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第29号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第29号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は、71ページから73ページでございます。下水道使用量増加により上の原アクアセンターの処理能力不足が見込まれるため、公共下水道へ切りかえることから、同施設を閉鎖し、条例から削除するものでございます。

以上、採決の結果、委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 3 5 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 1、議案第 3 5 号平成 2 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 3 5 号平成 2 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別紙、平成 2 6 年度歳入歳出補正予算、1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 2 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 9 億 3, 3 2 8 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

事項別明細で、主なものを説明してまいります。

4 ページをお願いします。歳入ですが 1 4 款県支出金は交付決定によるもので、学童保育所管理費県補助金 1 6 4 万円は第二小学校に 1 カ所増設によるものです。1 6 款寄附金は株式会社ピーエムティーより 5 0 万円、歳出にて小中 5 校に 1 0 万円ずつ、図書購入費に充てられます。1 8 款の 1, 8 2 4 万 3, 0 0 0 円は前年度繰越金です。1 9 款雑入 2 5 0 万円は宝くじを財源としたコミュニティ助成事業助成金で、6 ページ、歳出 2 款総務費で校区コミュニティ備品購入に充てられます。

購入品の詳細についての質疑があり、「アンプ、スピーカー、マイク、パソコン、カメラ、ビデオなど 3 校区にそれぞれ購入する」とのことでした。

歳出の主なものは、8 ページ、3 款民生費職員共済組合負担金 2 6 0 万 3, 0 0 0 円は人事異動により、3 人計上分が 4 人になったための増額です。委託料 1 8 3 万円は、第二小学校の放課後児童クラブ 1 カ所増による実施委託料です。7 款商工費 1 0 0 万円は、プレミアム商品券発行业務補助金で 2 0 0 万円の 5 0 % の補助です。

1 0 ページ、1 0 款 3 項 1 目中学校総務費 9 0 万円は、須恵中、東中の給食配膳室設計業務委託料です。

中学校給食の見通しについての質疑があり、「9 月までに設計し工事費を計上する。配膳室の場所については、須恵中は正面玄関左側の保健室横の部屋、東中は渡り廊下付近の予定」とのことでした。

1 0 款 4 項 1 目幼稚園総務費 1 0 7 万円は、就園奨励費補助金で国の要綱改正による議案 2 8 号分で補助対象者の増によるものです。

増になった補助対象者についての質疑があり、「町外の幼稚園に通う兄弟児にも補助が拡大さ

れた」とのことでした。2項南幼稚園費25万円の消耗品費についての質疑があり、「保健所の助言で栄養士の事務量軽減のための栄養管理ソフトを購入する」とのことでした。

審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（三角 良人） 日程第12、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

本件は、広域連合規約第8条の規定により、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、関係市町村議会において1人を選挙することになっておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に、私、三角良人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました、私、三角良人を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、私、三角良人が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選しました。

ここで地方自治法 117 条の規定により、松山議員の退場を求めます。

[松山 力弥議員退場]

日程第 13. 須恵町農業委員会委員の推薦について

○議長（三角 良人） 日程第 13、須恵町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。7月19日をもって任期満了となる、議会推薦の農業委員には、松山議員を推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員には、松山議員を推薦することに決定しました。

[松山 力弥議員入場]

○議長（三角 良人） 松山議員に報告します。

ただいまの農業委員の推薦については、松山議員が推薦されましたので報告します。

日程第 14. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第 14、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第 70 条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、文教厚生委員会より町内小中学校管理職との意見交換会について、総務建設産業委員会より循環型社会推進資源化事業調査について、以上各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査にすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査と付することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、6月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第 3 委員会室で開催しますので、委員の方は御集合お願いします。

会議を閉じます。平成 26 年第 2 回須恵町定例会を閉会します。

午前10時50分閉会
